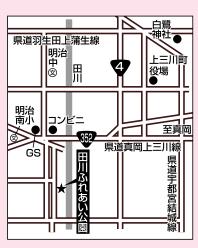
4月12日(統)

平成16年より緑地の保全と緑化の推進に向けて整備をしており ます「田川ふれあい公園」が、4月12日(木)にオープンします。場 所は下梁地区南側の田川右岸に位置し、周囲は田畑に囲まれ男体 山や筑波山が眺望できる面積約1.2haの公園です。

公園内には、田川サイクリングロードの休憩施設の機能を備え た川べり広場や、バーベキュー広場、芝生広場を利用したパーク ゴルフ場等があります。

"人とのふれあい" "自然とのふれあい" ができる公園ですのでぜひご利用ください。

- **▼有料施設=・**バーベキュー施設 4 か所 パークゴルフ場 18ホール
- ▼駐車場=20台(無料)
- ▼問い合せ先=都市建設課 都市整備係 **25**569141





整備が進む田川ふれあい公園

1千万円以下の罰金、

又はこの両方が科せられます。

法人の場合

個人の場合は5年以下の懲役か

不法投棄をすると法律により、

は1億円以下の罰金が科せられます。

林等の所有者・管理者は、 処分することになります。 ※万が一、民地に不法投棄された場合 車のナンバーや車種など詳細を町住民 は、その土地の管理者が責任を持って 生活課、又は警察までご連絡くださる ※不法投棄を目撃・発見したときは、 ようお願いします。 定期的に巡 空き地や山

不法投棄の未然防止に努めましょう。 回したり、掲示板や柵を設けるなど、

・問い合せ先= 住民生活課 52 0 1 1 下野警察署 生活安全課 生活環境係



みの不法投棄は

います。しかし、山林や空き地など人目につきにくい場所への不法投 本町では、ごみの不法投棄をなくすために日常パトロールを行って

棄が後を絶ちません。 現状回復させるとともに、 などの関係機関と連携し、 不法投棄に対しては調査を行い、不法投棄者が判明した場合には、 適正処理の指導を行い、悪質な場合は警察 厳しく対処しています。